

令和7年9月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年9月5日（金）午後2時30分～午後3時20分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

（1）農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
2	山崎 秀和	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
3	山本 美加	11	遠地 美千代	17	清水 優志
4	桑原 宏文	12	山本 官	19	植 俊彦
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		
8	徳留 佳代	14	芝 順子		

（2）農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	室津 平		
4	岡本 尚子	7	宮地 浩		

4 欠席委員

（1）農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	井上 靖好	6	加用 雅啓	18	岡崎 誠

（2）農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名
3	宮崎 幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	会計年度任用職員	岡崎 武
係長	正岡 研二		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 非農地証明書の交付について（3件）
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員、議席番号18番 岡崎 誠 委員 の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 安藤 久徳 委員、議席番号8番 徳留 佳代 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、入田字下中原 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴7年の67歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具は、所有しておらずクワを使って農作業する予定です。申請地は自宅から車で約5分となっております。 現在、申請地は休耕地で草や木が自生しておりますが、取得後は自生している草木を伐採し、譲受人と妻が梅などを植えていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、具同字イマ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の84歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となって

	おります。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有し、田植機、コンバインをリースしているとのこと。申請地は自宅から約8kmの距離となっております。 現在、申請地は昨年まで田として使用しておりましたが、現在は草が腰の辺りまで生えている状態となっております。取得後は草を刈り、土等を盛り畑にし、譲受人と妻が柿を植栽していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号3。土地の表示は、田野川字小瀬瀬 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴70年の88歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。大型の農機具につきましては所有しておらず、小型の管理機やクワを使って農作業しているとのこと。申請地は自宅の隣となっております。 現在、申請地には芋やネギなどの野菜が植えられており、取得後も白菜や大根など季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番と2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	番号1についてですが、8月22日、申請地の状況確認を行いました。現在の状況は、直径30センチほどの雑木が茂っている休耕地の状態となっております。私が耕作している畑の近くですので、記憶にある限り20年以上耕作していない土地です。譲受人は申請地の隣の畑を耕作している方となります。現況確認をしている際に、ちょうど夫妻で農作業に来られたので話を伺いました。今回取得しようとする農地については、耕作放棄してからかなりの年月が経っているため、雑木が大きくなり、伐採等かなりの作業になるが、梅などの果樹を植える予定であるとのことでした。周辺農地にも所々休耕地があり、今回譲受人が耕作することで農地の有効利用地が増えることとなって、周辺農地への影響はないと判断します。農地の管理についても、適切な管理を行い、農作業に常時従事すると認められま

	す。以上のことから、農地法3条の許可については適当であると考えます。 続きまして、番号2についてですが、8月24日、申請地の状況確認を行いました。申請地の状況は、現況は田となっています。今は何も植えられていない状況で、草が腰までほどになっていましたが、グーグル地図の方で確認をしましたが、去年は水稻を耕作していたようです。その後、再度現地確認を行い、8月26日譲渡譲受人双方の代理人である行政書士に電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は会社役員の傍ら農業をしており、水稻や季節野菜、果樹を耕作しているとのことでした。今回取得しようとする農地については、現況の田から畑にする予定で、申請許可後に形状変更の届を行い、土を入れて、隣の土地に所有している柿の木を移植するとのことでした。土を入れる高さは、近隣の畑への影響がない程度とし、水路への影響がないように配慮するとのことでした。このことから、周辺農地に影響はないと判断します。農地の管理については、代理人から譲受人へ再度確認を行ってもらいました。隣の土地にある柿の畑同様、適切な管理を行うということで、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	1番ですが、先日現地確認と譲受人からの聞き取りを行いました。今は雑木が茂っている状態ですが、今年の冬辺りから雑木を切りながら、少しずつ果樹を植えていくという話でした。許可については適当であると思います。 2番ですが、連絡事項で双方の代理人である行政書士に連絡をしてくれということだったので、こちらの方に連絡をしました。徳留委員が言われたとおりで、特に許可については問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」3番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	3番について報告します。8月27日、武井推進委員と譲受人と現地で会い、聞き取りおよび調査を行いました。申請地は譲受人の自宅に隣接していて、現在はサツマイモとか野菜、数本の柿とか果樹類が植わっていて、一枚の畑として管理されていて、きれいに管理されていました。譲受人は88歳と高齢ですが、健康的で長年野菜作りをしていて、数年は大丈夫じゃないかなと判断しています。購入

	後も季節野菜を栽培して、きれいに管理をするということです。周りに迷惑かけることもないと思いますので、許可については問題ないと考えています。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	8月27日に山本委員と譲受人と現地確認ならびに今後の意向を聞きました。自宅隣の畑ということとあわせて、区画も整ったきれいな畑の状態で、すでに野菜を作っています。所有権移転の申請は、許可されれば移転手続きを行う予定ですということですが、特に問題は見当たらないというふうに判断しました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山崎委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、共同住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より北西約500メートルに位置する農地で、北側、南側は農地、東側、西側は市道となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と東及び西側の市道側溝へ排水します。生活排水については浄化槽を経由し東側の市道側溝へ排水します。

	申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	議席番号2番山崎です。8月27日、現地に会長、事務局、申請代理人と許可申請の土地を確認に行きました。写真を見て分かるように、そこに共同住宅を建築するという申請です。周りの農地に及ぼす影響がないと思われましたので、以上のことから、農地法第5条の許可申請は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	8月30日に現地確認をしました。今言われたとおり、許可にいては特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。 議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は蕨岡字東坂折、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月27日、地区担当の谷崎委員、東推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野のような状況です。あわせて、事務

	局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号 2。土地の表示は山路字小市、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8 月 27 日、地区担当の山崎委員、宮崎推進委員と現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は物置小屋が建てられております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 17 年時点の航空写真では既に物置小屋が建てられており、農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号 3。土地の表示は西土佐口屋内字車田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8 月 29 日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の土居委員、室津推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地および法面となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1 番についてお願いします。
●10 番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	議席番号 10 番、蕨岡甲担当谷崎です。8 月 27 日、事務局と推進委員、申請代理人立会のもと現地確認を行いました。現地はかなり大きなヤマモモの木や、栗の木など雑木が生い茂っている状態であり、農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから、非農地証明について適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員 (富山・蕨岡地区担当)	8月27日に事務局、会長、申請代理人とで現地を確認しましたが、栗の木とヤマモモの木がかなり大きいものが植わっていて、耕地に戻すのはなかなか困難と思いましたので、非農地証明書の交付については適当と思います。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「山崎委員」2番についてお願いします。
●2番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	8月27日に会長、事務局、宮崎推進委員と現場を確認しました。写真でも分かるとおり、20年以上前から物置小屋として使用していました。僕もここはよく知っているので、30年以上前から小屋だと思しますので、現状農地に戻すのは困難だと思います。よって、非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「土居委員」3番についてお願いします。
●16番 土居委員 (西土佐口屋内地区ほか担当)	議席番号16番、岩間から黒尊地区担当の土居です。番号3番について説明します。8月29日、申請代理人、事務局、会長職務代理者、推進委員とで現地確認を行いました。当該地は議案書のとおりで、昭和60年頃より住宅の敷地の一部や宅地への進入路の一部、宅地の法面として利用されています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障ありません。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 (西土佐口屋内地区ほか担当)	6区の室津です。8月29日に確認に行きました。自分も毎日通る所ですので、宅地とも一体化して、法面にもなっておりますし、非農地証明書の交付については問題ないと考えております。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届け出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1。土地の表示は上ノ土居字ハイノ谷、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、地区担当の山本美加委員で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、耕作が出来ずに15年以上経っている田に、土を入れ果樹を植えるためです。形状変更後はブシュカンを栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和7年9月1日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
●11番 遠地委員 （西土佐藤ノ川地区担当）	8月3日に高知県農業委員会女性の会の総会に参加させていただきました。その報告です。総会の方は山本美加委員が議長をしていただきまして、滞りなく終了しました。報告したいのは研修会の方で、3つの議題でグループワークしました。1番目が地域計画のブラッシュアップで、地域計画になりますと、地域全体について相談をするための座談会をしていただいたんですけど、私はそういうふうには受け止めてなかったもので、結果、いろんな地域の皆さんの受け止め方とまた違ったんじゃないかなと言う意見を言わせていただきました。座談会にもほとんど男性の方の出席が多く、たぶん女性の方はほぼ出席されてなかったと思うんです。地域のため、地域をこれからどうしていこうかと

	いう計画を立てるものですから、女性の方の意見も聞きながら作っていくべきという意見も多々ありました。その座談会をするまでに、女性の JA 女性部や婦人会とか女性の集まりのところで、これからの地域をどうしていこうかと話し合うことをしていただいたらなという思いがありました。ですので、いろんな所にもうちちょっと女性が参加して意見を出して、それをもんでいただいたら、より地域的にはいい計画になっていくんじゃないかなと、私たちのテーブルでの話し合いでした。 それから、活動記録簿について、四万十市の活動記録簿は平均的に出していただいているのが少なかったので、活動記録簿に書くことが、すごく重荷になるのは、例えば農地の紹介、幹旋をしたとかそういう難しいことではなくて、近所に行く時に自分の担当の範囲の変化がないか、それを確認しただけでもいいらしいです。ちょっとした変化でもあればそれを書くとか活動記録簿の記入の仕方に説明してある箇所もあります。なんで活動記録簿が必要かと言いますと、農業委員会の見える化ということをアピールしていきたいということらしいです。農業委員会は何をするか、私自身も委員になってから初めて分かりましたので、そういうことを地域の皆さんに分かっていただくためのものらしいです。ですので、特別何かをしたということじゃなくてもいいので、できるだけ書いてほしいと思います。 最後は、農地制度についてでしたけども、これについては大した話がなかったので、報告は以上です。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。女性ネットワークの総会でのお話ということで。まず、地域計画のいわゆる女性参画というところが、ここ数年来、いろんなところで、いろんな場面で言われてまして、当然女性の視点というところもいれていただければ、よりよい計画ということになっていくと思います。また、人・農地プランと地域計画の時はなかなか行政、事務局側としても手探り状態で、どういったような座談会をしていったらいいのかというところが分からないままと言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけど、とりあえず計画を作ることありきで、とりあえず関係者だけを集めて身近な方をというところではあったんですけど、今後地域計画をブラッシュアップしていくなかでは、遠地委員が言われたような視点も取り入れながら、また農業だけではなく、その地域のためにというような計画にしていければ理想形だと思いますので、全国

	の事例等も確認しながら、座談会の在り方みたいなことも検討はしていきたいと思います。今年度すぐ座談会を開催するというような予定はないですけど、たぶん今後5年くらいの間で更新かけなさいみたいな国の通達もあると思います。そういった場合は農業委員会の中でも色んなご意見をいただきながら参考にさせていただいて、今いただいた意見も活かしていきたいと思います。 活動記録簿につきましては、たしか東京に行った時、佐川町の方と交流を持たしてもらい、佐川町のやり方は身近なことでも活動記録簿に書いて提出して実績をあげているというようなところがあったと思いますので、そういったような情報も、佐川町なんかにはいろいろ聞いてみて、皆さんの書きやすいようなところも目指していきたいと思います。 農地制度のところは、今農業部門で国の方の施策がいろいろ変わっているところもありますので、市町村の立場からしても追いついてないような面もあるうかと思いますが、今いろいろ農業行政転換期でもありますので、そういったような情報がありましたら皆さんにも情報提供していきたいと思います。以上補足です。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 9 月 5 日

議長 清水優志

署名委員 徳留佳代

署名委員

安藤久徳